

高齢の方や障害のある方など、
ごみ出しが困難な方のため



まごころ収集があります！

- ごみ出しが困難な方への生活支援として、週1回ご自宅の玄関先までごみの回収に伺います。
- また、ごみが排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、安否確認を行います。

ご利用していただく条件は次のとおりです。

◎利用要件（全ての項目に該当）

- ◆介護保険（介護予防・生活支援サービスを含む）サービス又は障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること。
- ◆本人、親族又は近隣者が所定の場所に定期収集ごみを持ち出すことが困難な世帯。
- ◆障害のある方、65歳以上の方、または同様の方のみで同居されている世帯。

利用をご検討の場合は、以下のとおり検索してください！

京都市まごころ収集

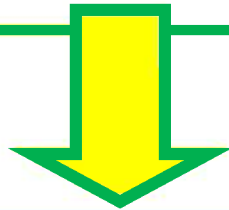
検索



【申請からご利用までの流れ】

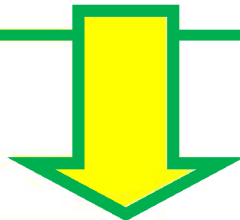
■ 申込みの方法

- 詳しい制度の内容はエコまちステーション又はまち美化事務所におたずね下さい。
- サービス利用を希望する方（以下「申請者」という。）は申請書に必要事項を記入（申請者が記入できない場合はホームヘルプ事業者が代理で記入も可）し、ホームヘルプ事業所に提出してください。（ホームヘルプ事業所が聞き取り等を行い、状況の把握を行います。）
- 申請書は、ホームヘルプ事業所等を通じて、お住まいの地域を担当しているエコまちステーション又はまち美化事務所に提出されます。



■ 現地訪問調査を行います

- まち美化事務所の職員が、申請者のご自宅に伺い、ホームヘルプ事業所の立ち会いのうえ、申請内容やごみの排出状況等について、お話を伺います。
現地訪問調査の日程調整は、まち美化事務所の職員が事前に電話にて連絡をします。



■ 利用可否について

- 現地訪問調査に基づき、利用可否の通知を文書で送付します。（送付先はホームヘルプ事業所又は申請者へ送付します。）

【ご利用される方へ】

ごみ出し時の注意点



- ② 有料指定袋の使用をお願いします。
- ② 原則として、5種類全てを同時に週1回収します。（燃やごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶、雑がみそれぞれ別々の袋に分別して下さい。）
※大型ごみは収集できません。
- ③ 玄関先までごみを出して頂くことが必要です。家の中まで入って収集することはできません。
- ④ 集合住宅も可能ですが、住宅の共用部分（玄関ドア前の通路部分など）にごみを出す場合は、事前に住宅の管理者の了承をとって下さい。
- ⑤ 入院や施設入所等でサービスを一時的に停止する場合は、ホームヘルプ事業所を通じて、事前にまち美化事務所に御連絡下さい。

お問い合わせ先について



- このページの裏面をご覧ください。
- また、京都市情報館ホームページ上で申請書様式をダウンロードすることができます。

京都市まごころ収集

検索

お問い合わせ先

まち美化事務所 (収集担当の区域)	電話番号	エコまちステーション (各区役所, 支所内)	電話番号
北部まち美化事務所 (北区, 上京区を管轄)	724-8881	北エコまちステーション	366-0155
		上京エコまちステーション	366-0776
東部まち美化事務所 (左京区, 中京区の堀川通から東の区域を管轄)	722-4345	左京エコまちステーション	366-0821
		中京エコまちステーション	366-0180
山科まち美化事務所 (山科区, 伏見区醍醐支所管内を管轄)	573-2457	山科エコまちステーション	366-0184
		醍醐エコまちステーション	366-0311
南部まち美化事務所 (東山区, 下京区, 南区を管轄)	681-0456	南エコまちステーション	366-0188
		下京エコまちステーション	366-0186
		東山エコまちステーション	366-0182
西部まち美化事務所 (右京区, 中京区の堀川通から西の区域を管轄)	882-5787	右京エコまちステーション	366-0190
		中京エコまちステーション	366-0180
西京まち美化事務所 (西京区を管轄)	391-5983	西京エコまちステーション	366-0192
		洛西エコまちステーション	366-0194
伏見まち美化事務所 (醍醐支所管内を除く伏見区を管轄)	601-7161	伏見エコまちステーション	366-0196
		深草エコまちステーション	366-0198



環境にいいこと
していますか?

DO YOU
KYOTO?

環境政策局まち美化推進課

TEL 075-213-4960

発行：京都市環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課

平成 29 年 4 月 京都市印刷物 第 293025 号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

